

湖西市街区基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき湖西市が管理する測量基準点(以下「街区基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、公共基準点のうち街区三角点、街区三角節点、街区多角点、街区多角節点であつてかつ標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、都市整備部都市住宅課とする。

(街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長へ申請し、「公共基準点使用承認書」(様式第2号)の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 街区基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があつた場合には、速やかにこれを呈示しなければならない。

(一時撤去及び移転)

第5条 街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない(様式第5号)。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1)位置図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
- (2)写真(街区基準点、街区基準点周辺が確認できるもの)
- (3)再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

(機能の回復)

第6条 工事施工者が街区基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点をき損又は滅失した場合(以下「事故原因者」という。)は、前項を適用する。

(機能回復の施工者)

第7条 街区基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき湖西市で行うが、機能回復に必要な復旧測量は原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。

3 工事施工者は、前項の規定による復旧測量を行うときは、測量法第48条第1項に規定する測量士または測量士補の資格を有するものに行わせなければならない。

(設置工事)

第8条 測量標等は、原則として既設のものを再度使用するものとする。

2 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第6号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査をうけなければならない。

(費用の負担)

第9条 街区基準点の設置工事に要する費用(既設の街区基準点の取壊し費用を含む。)及び街区基準点の測量作業に要する費用の負担は、原則として原因者である工事施工者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱い、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。